

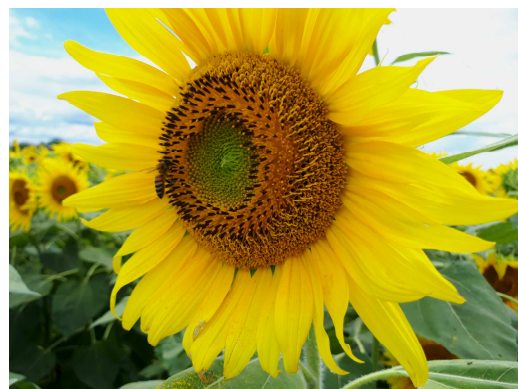


西田成希税理士事務所

事務所だより 8月号

天の川の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス、オリンピック延期、そして各地での大雨による被害と令和2年の前半は散々でした。私も確定申告が終わって、少しゆっくりしようと思ったら、コロナ経済対策のお手伝いで、「ゆっくり」どころではありませんでした。でも、緊急事態宣言解除後、テニスが2回できたのは救いです。特に7月12日の高校の同期チームでの団体戦。予定通りの予選落ちでしたが、珍プレー好プレーあり、笑いすぎての腹筋痛(>_<)。(2日後に本当の筋肉痛になりました(^;))。高校の時に戻ったようで、とても楽しかったです。来年こそ予選突破！練習するゾ、とやる気満々です。



ところが、新型コロナウイルス、いよいよ第2波襲来の様です。全国で緊急事態宣言が解除されたのが、5月25日(何か遠い昔のような気がします)。この時の新規感染者が20例、累計陽性者が16,623例、死亡者が846名でした。7月31日は、新規感染者が1,574例、累計陽性者が35,836例、死亡者が1,011名です(いずれも厚生労働省の資料による)。感染者が倍以上になっているにもかかわらず、死亡者は1.2倍弱と、死亡者がそれほど増えていないので、みんな(特に若者?)が油断しているのでしょうか。でも、新型コロナウイルスの正体は、まだ分かったわけではないと思います。いつ凶暴になるか分かりません。慎重に行動して自衛するしか

梅雨も明けて、いよいよ「夏」ですね。素晴らしい景色だったので、思わず立ち寄ってしまいました。



ないですね(せっかくのヤル気に水を差されました(^;))。

そんな中、政府はまたもやマスクを配ると言い出しました。結局「断念」したようですが、「断念」する前に、アベノマスクでの大批判を考えると、マスクの追加配布という政策は出てこないのでしょうか。「GO TO キャンペーン」にしても国民が望んでいる政策といえるのでしょうか。裏に何かある、と思ってしまうのは私だけでしょうか。

では、事務所だより8月号をお送りします。

☆ お知らせ (2020年8月の税務)

期限	項目
8月11日	7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
8月31日	6月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	12月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告
	個人事業税の納付(第1期分)(8月中において都道府県の条例で定める日)
	個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)(8月中において市町村の条例で定める日)

☆ マイナンバー、一人一口座の紐づけを義務化

政府は、社会保障と税の共通番号(マイナンバー)と個人の預貯金口座のひも付けを巡り、1人1口座のひも付けを義務化する検討に入りました。給付の迅速化や行政事務の効率化が狙いです(確かに特別定額給付金でも、大混乱を起こしていました)。当初は全口座のひも付け義務化を目指していましたが、資産状況全体を行政に把握されることに対する国民の根強い懸念に配慮したようです。

来年の通常国会で関連法の改正を目指します。高市早苗総務相は6月の閣議後の記者会見で「一生モノの1口座のみ登録してもらう制度に発展できれば、(利用者の申請によらない)プ

ッシュ型の迅速な給付や行政コストの削減に資する」と強調。さらに、自身が両親を亡くした際の経験や、災害で家財を失った人の例を挙げ「口座の所在が分からないと大変困る」として、口座のある金融機関を確認するため希望者が任意でマイナンバーを活用できる制度の創設も目指す考えを示しました。

固定資産税の納付や水道料金の支払い、児童手当の受給などは、原則それぞれ納付書や申請書に個人が口座情報を記入し、それを自治体が1件ずつ手作業で確認しています。マイナンバーをひも付けた入出金用の口座が1人一つずつあれば、こうした手間は省けます。

ただ、政府としては全口座のひも付けを義務化したかったのが本音です。個人の資産状況の全体像を一元的につかめれば、生活困窮者に絞って給付する際などの「線引き」が容易になるほか、脱税や生活保護の不正受給といった違反行為も見つけやすくなるからです。

しかしこれには、個人情報保護などの観点から警戒する声が強いです。全口座のひも付け義務化は当面、時期尚早と言えます。

☆ 新型コロナウイルスで金密輸が増加？

今春に韓国から輸入した電動工具のなかに金塊18キロが隠されているのが中部国際空港で見つかり、名古屋税関が押収していたことが分かりました。金額で約1億円相当だと言います。新型コロナウイルスの影響で市場が混乱するなかで、安全な資産とされる金の価格は上昇傾向にあります。金の価格が上がるほど密輸による利ざやも拡大するため、当局は密輸の増加に目を光らせているところです。

押収された金塊は航空貨物として電動工具数十点のなかに隠され、工具の構造に応じて成形されていました。

金の価格は世界共通ですが、日本国内で売買をしようとするすると消費税がかかります。1億円の金塊を国内の貴金属店が買い取ろうとすると、売り主に対して消費税10%を上乗せした1億1千万円を支払わなければなりません。

これを踏まえ、国外から日本に金を持ち込む場合、税関であらかじめ消費税10%分を納めることが義務付けられています。税関で納めた分と売却時に得た分で差し引きはゼロになるわけです。

しかし、密輸すれば税関を通らないため、消費税分を納める必要がありません。そうして持ち込んだ金を国内で売却すれば、たとえ外国で正当な価格を払って金を入手していたとしても、消費税分がまるまる儲けになるわけです。昨年10月に消費税が8%から10%に引き上げられたことで、金密輸の“旨味”は増していることになります。

また新型コロナウイルスの世界的流行を受けて、「有事の安全資産」ともいわれる金の価格は上昇傾向にあります。金価格が上がるほど消費税から生じる利ざやも拡大するため、今後も金密輸は増加する可能性が高いと言えます。

☆ 愛知県の寺院が差し押さえの対象に！

愛知県愛西市にある創建460年を超える寺院が、国税を滞納して墓地や本堂などを差し押さえられていたことが分かりました。公売にかけられて6月上旬に売却される予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で延期されています。

差し押さえを受けているのは、1556年に創建されたという久宝寺。同寺は2017年に名古屋国税局の税務調査を受け、住職が寺の資金約7千万円を私的な投資に流用していたとして、約5千万円について源泉徴収漏れを認定され、重加算税を含む追徴課税を受けました。

その後、寺は一部を納付したものの、数百万円が納付されなかったそうです。そのため国税局は、寺の墓地を含む境内の土地（約2700平方メートル）や本堂、書院、庫裏、車庫などを差し押さえました。

国税徴収法75条では、差し押さえできない財産として「礼拝または祭祀に直接供するため欠くことができない財産」に当たる神体、仏具などを挙げています。そのため同寺についても神体や仏具は差し押さえられなかった一方で、直接仏事に必要ではないとされる本堂や墓地などが差し押さえられたとみられます。

☆ コロナ対策の融資 不正を初摘発

新型コロナウイルスの影響で経営が苦しくなった企業を対象とする融資制度を悪用し、金をだまし取ったとして、兵庫県警は47歳の容疑者を詐欺容疑で逮捕しました。県警によれば、新型コロナ関連の貸付制度を悪用した詐欺事件の摘発は全国初です。

詐欺があったのは、兵庫県社会福祉協議会（社協）が行っている緊急小口融資。容疑者は4月6日に神戸市灘区の社協の窓口を訪れて融資申請を行い10万円の融資を受けましたが、申込書に記載された会社は存在せず、収入が減ったことを示す書類も偽造だったそうです。

新型コロナ対策の貸付制度や補助金制度はスピードを重視するため、審査で経営実態や売上減少の実態などを通常より慎重に調査をしていないのが実情です。そのため、一部週刊誌などでは、今年の帳簿の売上を前後の月などに分散させて、実態以上の売上減を装って補助金を受け取る手口での不正詐欺が行われていると指摘しています。

今回のケースでは、容疑者が無銭飲食をしたとして現行犯逮捕されたときに、申込書の控えを持っていたため発覚しましたが、今後はスピーディーな支援の実施と同時に不正詐欺を防ぐ仕組みづくりも考えないといけませんね。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488